

高知県環境基本条例

(環境共生課)

1 経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

2 特色

- ・環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- ・「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- ・「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- ・「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- ・環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

3 概要

前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 環境影響評価の推進

第12条 規則の措置

第13条 助成等の措置

第14条 施設の整備等の推進

第15条 資源の循環的な利用等の促進

第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等

第17条 森林及び緑地の保全等

第18条 農村環境の保全等

第19条 清流の保全

第20条 美しい海及び海岸の保全

第21条 環境美化の促進

第22条 良好な景観の形式

第23条 環境教育及び環境学習の振興等

第24条 民間団体等の自発的な活動の促進

第25条 情報の提供

第26条 調査及び研究の実施等

第27条 監視及び測定等

第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等

第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

第31条 国及び他の地方公共団体との協力等

第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画第四次計画の推進

(環境共生課)

1 経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を策定、平成28年4月に現計画の第四次計画を策定し、計画に基づいた環境政策に取り組んでいます。

2 概要

(1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として基本的な方向性を示すものであり、地球温暖化対策や自然環境保全などの関連する個別計画の上位計画です。

(2) 計画の基本的な考え方

高知の自然を“まるごと”活かす
～環境保全と地域の自然資源を活かした
産業振興を目指して～

多様な主体が協働して本県の恵み豊かな環境を保全するとともに、地域の自然資源を活かした産業振興を目指します。

(3) 計画期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

(4) 目指すべき将来像

目指すべき将来像は次の3つの社会とし、統合的に取組を進めていきます。

ア 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会

イ 環境への負荷の少ない循環型社会

ウ 自然環境の保全が図られた自然共生社会

(5) 計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

ア 地球温暖化への対策

イ 循環型社会への取組

ウ 自然環境を守る取組

エ 環境ビジネスの振興

オ 環境を守り育てる人材の育成

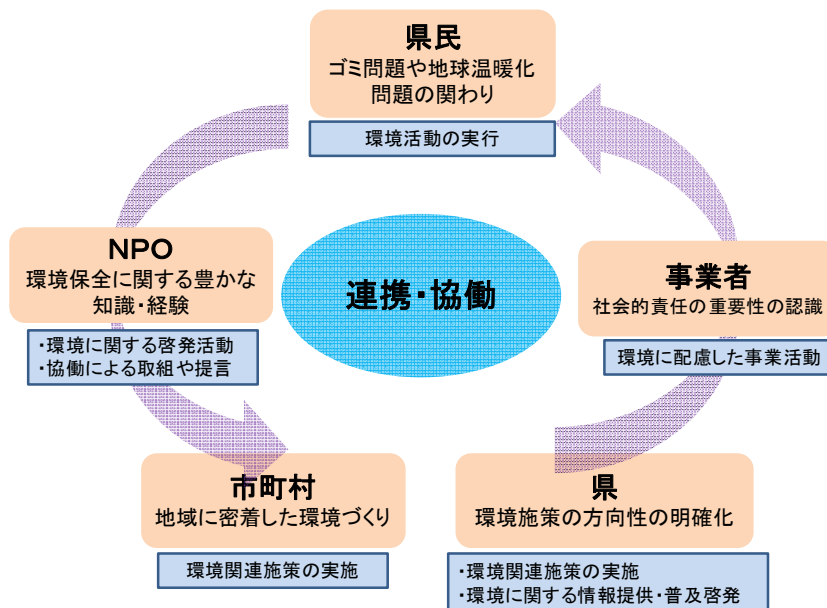
(6) 計画の推進体制

ア 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者などが取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

イ 計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づき、進行状況の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。



環境基本計画の推進体制

(7) 各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2020年(令和2年)度までの5か年で目指す各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

各分野における達成度の指標

【1 地球温暖化への対策】

項 目	目標値(目標年度)	実績
1 県内の温室効果ガス排出量	7,934千t-CO ₂ 16%削減(令和13) ※電気のCO ₂ 排出係数は基準年(平成25)で固定	8,120千t-CO ₂ (平成29)
2 新エネルギーによる県内電力自給率	21.2%(令和2)	18.9%(平成30)

【2 循環型社会への取組】

項 目	目標値(目標年度)	実績
3 県民一人当たりの1日分の家庭ごみ排出量(一般廃棄物)	537g以下(令和2)	592g(平成30)
4 産業廃棄物の再生利用量の割合	65.2%(令和2)	65.2%(平成26)

【3 自然環境を守る取組】

項 目	目標値(目標年度)	実績	
5 県内民有林の間伐面積(平成25～平成29の5年間)	39,000ha(平成25～平成29の5年間)	25,168ha(平成25～平成29の5年間)	
6 公共土木工事の木材利用量(工事費1億円当たり基準値)	12m ³ (令和元)	9.1m ³ (平成30)	
7 公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	93%以上(令和2)	97%(平成30)	
8 地下水における環境基準達成率	100%(平成27～令和元平均)	99%(平成27～平成30平均)	
9 特定鳥獣の年間捕獲数	ニホンジカ	30,000頭(令和2)	18,845頭(令和元)
	イノシシ	20,000頭(令和2)	22,534頭(令和元)

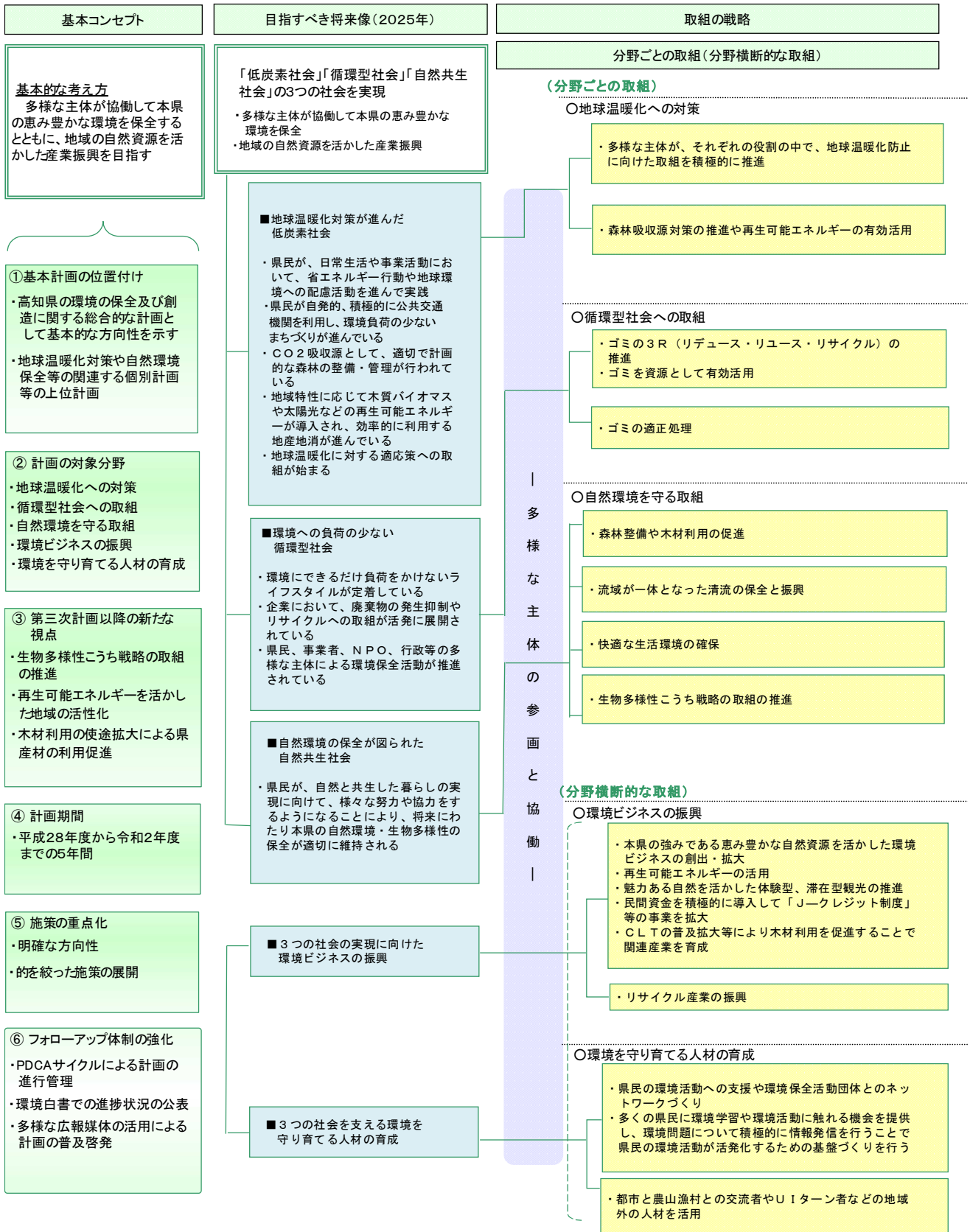
【4 環境ビジネスの振興】

項 目	目標値(目標年度)	実績	
10 協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結市町村数(新規・更新)	県内全(34)市町村(令和2)	25市町村(令和元)	
11 J-VER制度により創出したCO ₂ 排出削減・吸収クレジットの販売量	保有量13,639t(平成26末)全ての販売(令和2)	販売量2,343t(平成27～令和元)	
12 木質バイオマスの年間利用量	573,000t(令和元)	438,000t(平成30)	
13 環境保全型農業の推進	病害版IPM導入品目	6品目(令和元)	8品目(令和元)
	施設キュウリでの天敵導入面積率	60%(令和元)	38%(令和元)
	施設カンキツ類での天敵導入面積率	20%(令和元)	12%(令和元)
	生産販売に共に取り組む有機農業者グループ数	累計 5グループ(令和元)	累計 5グループ(令和元)
	グローバルGAP認証取得経営体数	累計 5(令和元)	累計 11(令和元)
18 園芸用重油使用量 【平成25 62,000kl】 ※基準年は平成25	50,000kl(令和元) 【12,000kl 削減】	40,000KL(令和元)	
19 リサイクル製品等認定制度の認定数	リサイクル製品	累計 100件(令和2)	累計 99件(令和元)
	環境配慮型事業所	累計 20件(令和2)	累計 17件(令和元)

【5 環境を守り育てる人材の育成】

項 目	目標値(目標年度)	実績	
21 指導者の育成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計 15人以上(令和2)	累計 14人(令和元)
	自然体験上級指導者(NEALインストラクター)受講者数 平成29より(自然体験活動企画担当者セミナー)	受講者数延べ160人(令和2)	受講者延べ人数111名(平成30) ※平成30で事業終了
	生物多様性こうち戦略推進リーダーの養成	累計 50人(平成30)	累計 46人(令和元)
24 指導者の活用	豊かな自然体験活動を提供できる指導者の派遣 青少年団体や小・中学校への派遣10団体(令和2)	派遣団体数5団体(令和元)	
25 県民意識の向上	講師の派遣・紹介等による環境学習等の受講者数	1,800人以上(令和2)	2,891人(令和元)
26 環境保全活動を行うボランティア参加者	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	375人(令和2)	396人(令和元)
27	県民一斉美化活動の参加者数	3,000人以上(令和2)	3,022人(令和元)

■事業体系表



高知県環境審議会

(環境共生課)

1 概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	1 部会の審議に関する総合調整に関すること 2 環境の保全に関する基本的事項に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 2 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 2 県立自然公園に係る重要事項に関すること 3 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

【審議会及び各部会の開催実績（令和元年度）】

会議名	議 題
環境審議会	(令和2.1.27) 審議事項 ・高知県環境基本計画第四次計画の取組状況と成果について 諮問事項 ・高知県環境基本計画第五次計画の策定について ・高知県廃棄物処理計画の策定について 報告事項 ・平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・高知県の生物多様性地域戦略の改定について ・温泉に関する土地の掘削許可について
水環境部会	(令和2.2.10) ・令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について ・第2次仁淀川清流保全計画について
生活環境部会	(令和2.1.27) ・高知県廃棄物処理計画(令和3年度～令和7年度)の策定について ・高知県廃棄物処理計画骨子(案)について ・計画策定スケジュール(案)について
自然環境部会	(令和元.8.7) ・生物多様性こうち戦略の行動計画の取組状況と成果について
温泉部会	(令和元.8.29) ・温泉法第3条の規定による温泉をゆう出させる目的での土地の掘削許可について

高知県文化環境功労者表彰（文化振興課）

1 概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、令和元年度までに137の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、33の個人・団体を表彰しています。

2 表彰分野

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- (4) 消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの

3 令和元年度受賞者

文化の振興	豊永 桃子 (病院や学校などでのピアノ演奏を通じて聴く人の心に元気や勇気を与え、音楽の魅力を高めることで文化の振興に尽力した。)
文化の振興	中村 和子 (本県の地歌舞伎の指導や継承活動に取り組み、文化の振興に尽力した。)
文化財の保護	大川上美良布神社おなばれ保存会 (大川上美良布神社の御神幸の運営や次世代への伝承活動に取り組み、文化財の保護に尽力した。)
文化財の保護	平岡 英一 (天然記念物の特産鶏の研究に携わり種の保存や飼育技術の指導に取り組み、文化財の保護に尽力した。)
国際交流の推進	高知日本語サロン (県内在住外国人への日本語学習支援や地域住民との交流イベントに取り組み、国際交流の推進に尽力した。)
環境の保全	高橋 啓 (市民参加の環境保全活動や様々な環境事業に積極的に取り組み、環境の保全に尽力した。)

4 表彰実績

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

年 度	受 賞 者	受 賞 分 野							
		文化の振興			国際交流	環境の保全	自然環境の保護	県民生活の向上	その他
		文化芸術	文化財の保護	生活文化					
H8	4	2	1			1			
9	7	5			1	1			
10	5	2				1	1		1
11	7	1	2		1	3			
12	5		2		2	1			
13	9	5	2		1	1			
14	6	3	1		1	1			
15	7	4	1		1	2			
16	7	3	1	1		2			
17	7	2	1		2	2			
18	7	1	4		2		2		
19	6	2	2		2		2		
20	6	1	2		1		1	2	
21	4	2			1	1		1	
22	5	1	1		1		2		
23	4	3			1			1	
24	4	2				2			
25	6	3	3			1			
26	6	3	1			1		2	
27	3	2	1						
28	6	5				1			
29	3	1				1		1	
30	7	1	1		2	2		1	
R1	6	2	2		1	1			
合計	137	56	28	1	20	25	8	8	1

木の文化賞表彰

(林業環境政策課)

1 概要

木の文化県構想の定着を図るため、木造建築物及び木造建造物の部、木の文化のまち並み及び生活のある風景の部、木の文化を实践している人たちの部の3部門で功績のあるものを表彰しています。

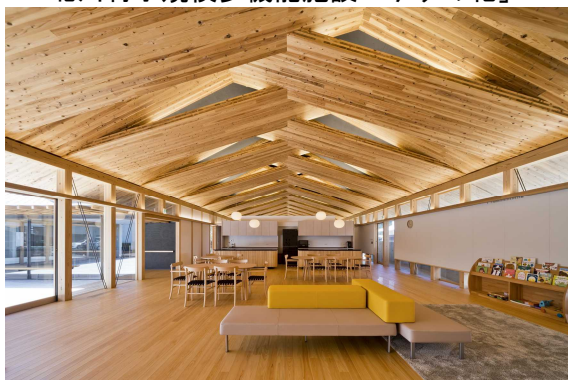
2 令和元年度 高知県木の文化賞

＜木造建築物及び木造建造物の部＞
梶原町防災拠点施設



【施設の概要】梶原町の役場庁舎の目の前に建つ本施設は、消防屯所と備蓄倉庫を併せ持つ建物です。外壁はスギの南京下見張りとし、周囲の景観に馴染むアースカラーで仕上げています。内部は木材を積極的に現しとし、温かみのある避難施設として機能しています。

北川村小規模多機能施設「ゆずの花」



【施設の概要】本施設は、地域コミュニティ機能をもつ、準耐火建造物の簡易宿泊施設です。外観は、県東部地区の風景にみられる石ぐる堀、瓦屋根、土佐漆喰鎧壁仕上という、台風常習で築かれた蔵建築の構成要素を有しながら、中央テラス面は一転し、木組とガラスで視線に広がりをもたせ、子どもから大人まで誰もが入りやすい、地域に開かれたコミュニティの醸成を意識した空間となっています。

美馬旅館はなれ 木のホテル



(写真：川辺 明伸)

【施設の概要】明治24年創業の老舗旅館の別館として、個室ホテル形式の宿泊施設として木造で建てられました。四国八十八か所三十七番札所「岩本寺」の参道沿いに建つ建物は、景観に調和する外観とし、周囲の古い町並みを形成する建物の一つとなっています。

道路沿いのロビーホールは、高知県内で開発された開口耐力壁「壁ラーメン構造」を採用することで、内外の様子が伺える大開口となり、宿泊者も通行人も楽しめる、明るく開放的な空間を実現しています。

＜木の文化を实践している人たちの部＞
大月町備長炭生産組合



【団体の概要】大月町備長炭生産組合は、この地域資源（ウバメガシ）を活かした産業づくりを目的として平成22年に発足し、備長炭の生産活動を行っています。

発足から10年が経過した現在までに、20～30代の若者や移住者を生産者として育成するなど、堅調な運営基盤のもとで雇用創出に大きく寄与してきました。